

指針 規格制定の工程における コンセンサスに関する PEFC 要求事項の解釈	2006年10月26日採択	GL5/2006
---	---------------	----------

## 規格制定の工程におけるコンセンサスに関する

### PEFC 要求事項の解釈

#### 1. 目的

本指針の目的は、(各国の) 森林管理規格の策定とその PEFC による是認を目的とする規格制定の工程に関わる PEFC 評議会の要求事項におけるコンセンサスに関する解釈を定めることにある。

#### 2. 適用範囲

本指針は、正式な承認を受けた規格がコンセンサスを証明する証拠書類に基づいていること、および、そのコンセンサスと言う用語が PEFC 評議会テクニカル文書の付属文書 1 が定める「コンセンサス」の定義に基づいていることを要求する PEFC 評議会のテクニカル文書付属文書 2 の 3. 5 項に関わる解釈を明瞭にすることを目的とする。

この指針は PEFC 評議会理事会により 2006 年 10 月 26 日に承認され、この日以降に PEFC 評議会の是認や再是認を申請する森林認証規格制度の PEFC 審査の工程を一層明瞭にするために使用される。

#### 3. コンセンサスの解釈

PEFC 評議会テクニカル文書の付属文書 2 は、「規格の正式な認可はコンセンサスの証拠に基づいていなければならない」と定めている。

PEFC 評議会テクニカル文書が PEFC 評議会テクニカル文書の付属文書 1 の一部として採用するコンセンサスという用語の定義は ISO ガイド 2 の規定と同一である。

「コンセンサス：重要な問題に関して、関係者の重要な部分からの持続的な反対のない状態で

あり、さらに、すべての当事者の見解および対立議論の調整が考慮されていることに特徴づけられる全体的な合意。」

注意書：コンセンサスは全員一致を必ずしも要求しない。

規格制定の任務を負うフォーラムは、規格の正式認可の前にコンセンサスが得られたことを証する証拠書類を提供しなければならない。

該当の規格に対する反対がある場合、フォーラムはコンセンサスを得るために下記のいずれかによる代替の工程を適用することが出来る。

- a) 面と向かう会議で口頭による可否の決議をとるもの
- b) 面と向かう会議で挙手による可否の決議をとるもの
- c) 面と向かう会議でメンバーによる無記名投票による決議をとるもの
- d) 面と向かう会議で声や挙手などによる反対表示がない場合、議長によってコンセンサス達成が宣言されるもの
- e) 電子メールによる会議で合意を求められ、メンバーが書面による返答をしたもの
- f) 集会的コンセンサスを決定するために票を照合する正式な投票のプロセス

単一の利益を代表するものが工程を支配してはならない。

関係者の重要な部分が重要な問題に関して持続的に反対をする否決票がある場合は、その問題は下記のメカニズムによって解決されなければならない。

- a) 妥協案を見出すためにフォーラム内部で該当紛争問題に関して討議、交渉を行う
- b) 反対投票をしたステークホルダーと紛争問題に関して異なる見解を持つステークホルダーの間で妥協案を見出すための直接交渉を行う
- c) 紛争解決の工程

紛争解決の工程は、フォーラムによって合意された紛争解決手順によって律されなければならない。